

(仮称) 敦賀市栗野地区認定こども園新築工事基本設計業務委託 特記仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

(仮称) 敦賀市栗野地区認定こども園新築工事基本設計業務委託 (以下「本業務」という。)

(2) 業務内容

(仮称) 敦賀市栗野地区認定こども園新築工事の基本設計業務

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年1月30日(金)まで

(4) 適用

本仕様書は、本業務に適用する。

(5) 本業務の実施上の留意事項等

ア 本業務を受注した者(以下「受注者」という。)は、発注者の方針や意向を十分に理解した上で、基本設計図書を作成すること。

イ 受注者は、(仮称) 敦賀市栗野地区認定こども園新築工事基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)における所定の条件を満たすとともに、本業務の実施にあたり、関係諸法令等の遵守を徹底すること。

ウ 受注者は、本業務の実施に関し、疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議し指示を仰ぐこと。

エ 本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」によるものとし、発注者と受注者の協議により決定する。

2 計画施設概要

(1) 施設名称

(仮称) 敦賀市栗野地区認定こども園

(2) 所在地

敦賀市榊林11号1番の一部 外3筆 (別紙1) 位置図のとおり

(3) 施設用途

幼保連携型認定こども園

(平成31年国土交通省告示第98号別添二第7号第1類及び第11号第1類)

(4) 敷地の条件

ア 敷地面積 4,062.8㎡

イ 用途地域 第1種中高層住居専用地域

(5) 施設の条件

ア 構造 鉄骨造又は鉄筋コンクリート造

イ 規模 地上2階建て 延べ面積2,000㎡程度

ウ 耐震安全性の分類 構造体類：Ⅱ類

建築非構造部材類：B類

建築設備類：乙類

エ 定員構成等（予定）

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	18人	28人	34人	38人	46人	46人	210人
部屋数	2	2	2	2	2	2	12

※保育部、幼稚部含む

オ 必要諸室の仕様及び面積

（別紙2）必要諸室一覧のとおり。ただし、表中の仕様及び面積は想定のため、提案に応じて変更することは可能とする。

カ 必要な室类等施設の条件

（別紙3）施設の条件（詳細）のとおり

(6) 施設の供用開始（予定）

令和10年4月

(7) 事業スケジュール（予定）

令和7年8月～令和8年1月 基本設計

令和8年2月～令和8年8月 実施設計

令和9年1月～令和9年12月 建設工事

令和10年4月 開園

3 設計業務の内容

本業務は、以下のとおりとする。

ア 設計条件等の整理

イ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ

ウ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打ち合わせ

エ 基本設計方針の策定

オ 基本設計図書の作成

カ 概算工事費の検討

キ 基本設計内容の建築主への説明等

ク 園庭整備工事計画

ケ 外構工事計画

コ 維持管理費用概算の算出

※上記ア～キについては、令和6年国土交通省告示第8号 別添一第1項第一号イに掲げる業務

4 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 設計業務は、提示された設計と条件、適用基準等によって行う。
- イ 積算基準は、監督職員の承諾を受けた基本設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 打合せ及び記録

打合せは、次の時期に行い、速やかに記録を作成し、発注者に提出すること。

- ア 業務着手時
- イ 発注者又は管理技術者が必要と認めたとき

(3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとし最新のものを使用すること。

- ア 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- イ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ウ 公共建築工事積算基準

(4) 成果物の納入場所

敦賀市福祉保健部保育課

(5) 成果物の取扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者（施工者）に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

5 成果物の提出

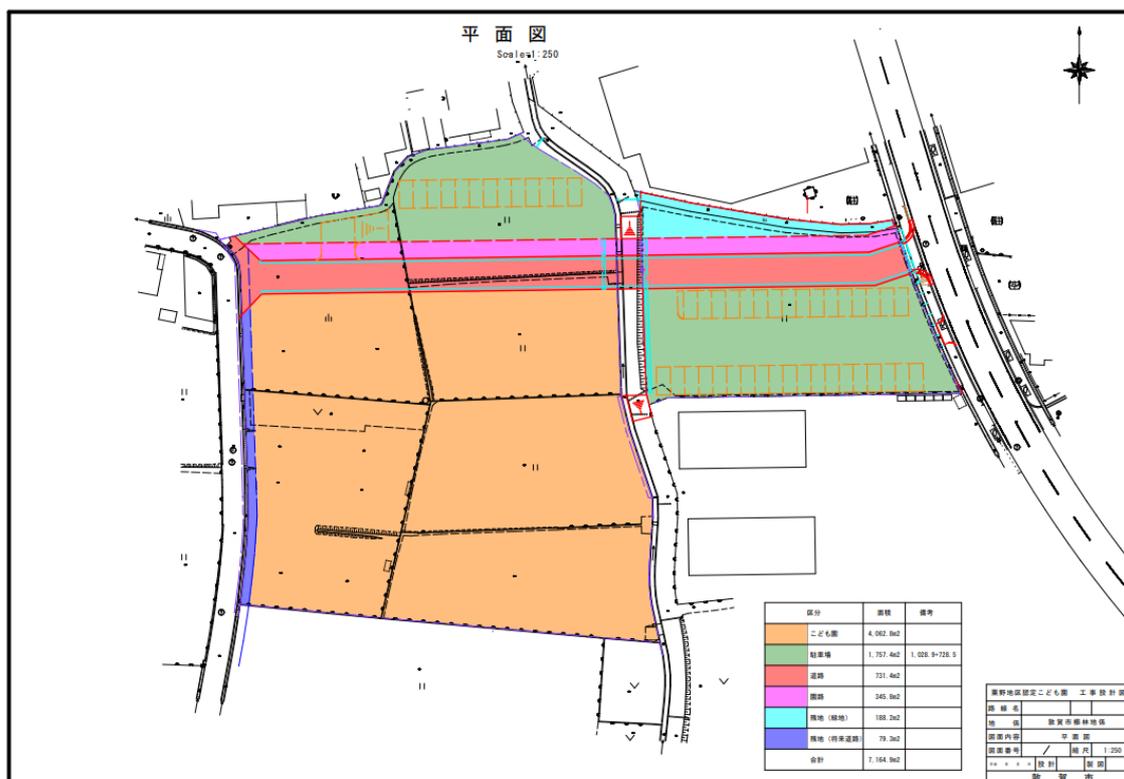
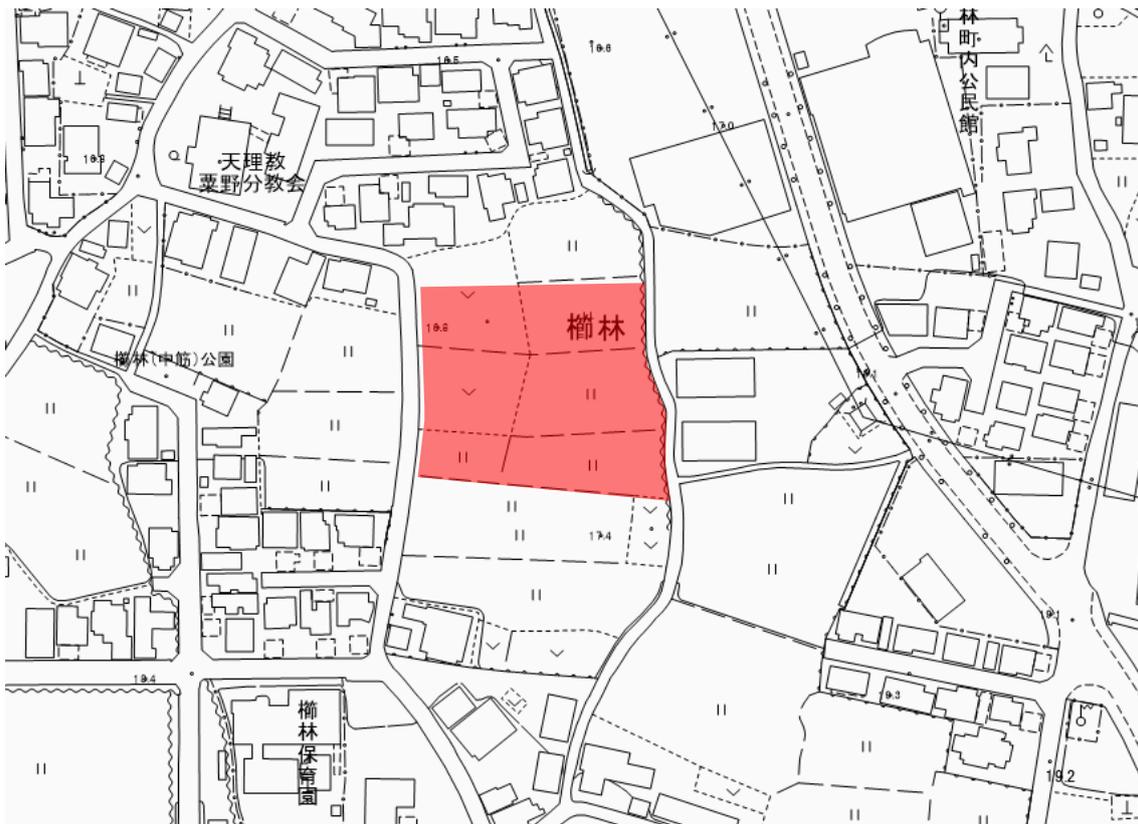
設計の種類	成果物	部数
総合	<ul style="list-style-type: none">・ 計画説明書・ 仕様概要書・ 仕上概要表・ 面積表及び求積図・ 敷地案内図・ 配置図・ 平面図（各階）・ 断面図・ 立面図・ 工事費概算書	
構造	<ul style="list-style-type: none">・ 構造計画説明書・ 構造設計概要書・ 工事費概算書	

設備	電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・電気設備計画説明書 ・電気設備設計概要書 ・工事費概算書 	
	給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水衛生設備計画説明書 ・給排水衛生設備設計概要書 ・工事費概算書 	
	空調換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・空調換気設備計画説明書 ・空調換気設備設計概要書 ・工事費概算書 	
	昇降機等	<ul style="list-style-type: none"> ・昇降機等計画説明書 ・昇降機等設計概要書 ・工事費概算書 	
外構、園庭		<ul style="list-style-type: none"> ・外構計画説明書 ・外構設計概要書 ・工事費概算書 	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・透視図 ・日影図 ・各種技術資料 ・打合せ協議資料、議事録 ・その他実施設計に必要な資料 	

(注)・「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計をいう。

- ・「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
- ・「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。
- ・基本設計図は、適宜、追加してもよい。
- ・成果物は、製本以外に電子データ（PDF形式及びSFC形式）で、1部提出する。

(別紙1) 位置図



こども園敷地：橙色部分

※道路法線等は現時点での予定であり、変更となる場合があります。

(別紙2) 必要諸室一覧

諸室		室数	面積(室)	計	備考
保育部門	0歳児保育室	2	約 40 m ²	約 80 m ²	
	1歳児保育室	2	約 60 m ²	約 120 m ²	
	2歳児保育室	2	約 45 m ²	約 90 m ²	
	調乳室	2	適宜	適宜	0歳児、1歳児 各1室
	トイレ(未満児)	3以上	適宜	適宜	保育室に隣接して設ける
	3歳児保育室	2	約 50 m ²	約 100 m ²	
	4歳児保育室	2	約 60 m ²	約 120 m ²	
	5歳児保育室	2	約 60 m ²	約 120 m ²	
	トイレ(以上児)	2以上	適宜	適宜	
	遊戯室	1	適宜	約 330 m ²	
部門 特別保育	医療的ケア児室	1	適宜	適宜	医務室に隣接して設ける
	一時保育室	1	適宜	適宜	保育部門と離して設ける
	多目的室	1	適宜	適宜	未満児の遊戯室としても使用
管理部門	事務室	1	適宜	適宜	
	医務室	1	適宜	適宜	医療的ケア児室に隣接して設ける
	応接室	1	適宜	適宜	面談室を兼ねる
	休憩室	1	適宜	適宜	
	更衣室	2	適宜	適宜	男女別に各1室
	職員トイレ	適宜	適宜	適宜	
	電気室	1	適宜	適宜	
	倉庫	適宜	適宜	適宜	各所に分散して配置
調理部門	調理室	1	適宜	適宜	
	配膳室	1	適宜	適宜	
	下処理室	1	適宜	適宜	
	休憩室	1	適宜	適宜	
	更衣室	1	適宜	適宜	
	調理員トイレ	1	適宜	適宜	
共用部門	玄関	1	適宜	適宜	風除室を設ける
	廊下	適宜	適宜	適宜	
	トイレ	適宜	適宜	適宜	男女別で玄関付近に整備
	多機能トイレ	1	適宜	適宜	

(別紙3) 施設の条件 (詳細)

1. 基本条件

- 1) 構 造：鉄骨造又は鉄筋コンクリート造
- 2) 規 模：地上2階建て 延べ面積2,000㎡程度
- 3) 用途地域：第1種中高層住居専用地域（防火指定なし）

2. 保育内容

- 1) 医療的ケア児の受入
- 2) 延長保育の実施
- 3) 一時預かり保育の実施

3. 外観

- 1) 外装は石張りやタイル張りは避け、周囲と調和した形状・色彩とする。
- 2) 県産材又は県産品を使用する。

4. 構造

- 1) 基本条件、施工方法、費用対効果、耐用年数、維持管理等を鑑み比較検討を行い、決定する。
- 2) 耐震安全性は、構造体をⅡ類、建築非構造部材をB類、建築設備を乙類とする。
- 3) 洪水ハザードマップ及び国土交通省の「浸水ナビ」に基づき、1階床レベルを浸水レベルより上げる。

5. ユニバーサルデザイン

- 1) 各室の出入り口は、上吊り戸（ブレーキ付き）とし（自閉式は園児が挟まれるおそれがある）、戸先で指をはさまないように切り欠く。
- 2) ベビーカー及びストレッチャーが通りやすい通路幅及び開口幅とする。
- 3) 多機能トイレ及びエレベーターを整備する。
- 4) 手すりは、大人用と子供用の2段とする。
- 5) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「福井県福祉のまちづくり条例」を遵守する。

(別紙3) 施設の条件 (詳細)

6. 室内環境

- 1) 内装には県産材及び県産品を使用するが、音の反響に留意する。
- 2) 画鋲を使わない掲示用の壁材 (マグネットやホワイトボード) とする。
- 3) 床材にはノンワックスタイプのフローリングを採用する。
- 4) 転倒や衝突等の事故によるけがを防ぐため、床材や壁の出隅部分は安全に配慮した建材及び形状とする。
- 5) 園児がのびのびと動き回れる回遊性のある園舎とする。
- 6) 保育室や遊戯室、廊下、トイレ、事務室、玄関、園庭に十分な収納を整備する。
- 7) 室内への日射しを遮る庇やグリーンカーテン、藤棚を検討する。

6-1. 保育室 (共通)

- 1) 掃き出し窓の内側に格子戸を設ける。
- 2) 物干し竿の機能を設える。
- 3) 可動間仕切りを検討する。
- 4) 室内に手洗いを設ける。
- 5) 簡易ベッド、折りたたみテーブル、スタッキングチェアを収納する物入れを設ける。
- 6) 掃除具入れを設ける。

6-2. 保育室 (未満児) × 6 室

- 1) 衣類かごの棚は、廊下からも出し入れできるものとする。
- 2) 床暖房設備を整備する。
- 3) 調乳室 (0・1 歳児) はトイレと離して設ける。
- 4) 保育室から出し入れできる、おむつのストック棚を設ける。
- 5) 園庭に足洗い場 (温水シャワー) を設ける。

6-3. 保育室 (以上児) × 6 室

- 1) 園児の道具箱、登園バック、着替えを収納する棚を設ける。

6-4. 保育室 (医療的ケア児室) × 1 室

- 1) 医務室を隣接して設ける。

6-5. 一時保育室 × 1 室

- 1) 保育室からは離れた位置とする。

(別紙3) 施設の条件 (詳細)

6-6. 多目的室×1室

- 1) 登降する園児の待機室に使用する。
- 2) 未満児の遊戯室としても使用する。

6-7. 遊戯室

- 1) 可動式のステージを検討する。
- 2) 可動間仕切りを検討する。
- 3) 天井高は、大縄跳びができる高さとする。(3.5～4m程度)

7. 防犯対策

- 1) インターホンカメラを設置し、事務室から遠隔で施錠管理を行う。
もしくは、スマートロックを採用する。
- 2) 登降園管理システム(コドモン)、110番通報システムを整備する。
- 3) 防犯カメラ、防犯灯を整備する。
- 4) 保育室や倉庫の出入り口建具の上部に鎌錠を設ける。
- 5) 事務室を玄関に面して配置する。

8. 衛生設備

8-1. トイレ共通

- 1) 掃除具入れ(鍵付き)、ごみ箱を設ける。
- 2) シャワーユニットを設ける。

8-2. 未満児トイレ

- 1) 保育室に隣接し、保育室からの出入り口を設け、園庭からも入れる配置とする。
- 2) 掃除流し、汚物流しを設置する。
- 3) おむつ交換台を設置し、履き替えスペースを設ける。
- 4) 0歳児用にも、小便器を1か所設ける。
- 5) 保育室から補充できる、おむつ及びおしり拭きの棚を園児数分設ける。

8-3. 以上児トイレ

- 1) フィッティングボードを設置する。
- 2) トイレ内が混雑しないよう、手洗いをトイレ外に設ける。
- 3) 3歳児用専用のトイレと4・5歳児が共用するトイレを設ける。

(別紙3) 施設の条件 (詳細)

8—4. 職員及び保護者用トイレ

- 1) 男女別で玄関付近に整備する。

8—5. 調理室、配膳室、下処理室

- 1) ドライ厨房を採用する。
- 2) アレルギー対応厨房を整備する。
- 3) 調理機器の熱源をガスとする場合は、機械給排気とする。
- 4) 主食は、自園調理を前提とする。
- 5) 調理委託業者と協議し、計画する。

9. 管理部門

9—1. 事務室

- 1) フリーアドレス (16人程度) を検討する。

9—2. 医務室

- 1) 幼児用ベッド、システムキッチン、冷凍冷蔵庫、薬品保管庫、シャワー室を配置する。
- 2) 医療的ケア児室に隣接して配置する。

9—3. 応接室兼面談室

- 1) 6～8人程度の会議机と会議いすを設ける。
- 2) 作業スペースやインターシップ等の休憩室も兼ねる。

9—4. 休憩室

- 1) 12人程度がくつろげる広さとする。
- 2) システムキッチンを設けるか、給湯室に隣接させる。

9—5. 更衣室

- 1) 男女別に設け、55名 (男5名) 分のロッカーを設置する。
- 2) 調理員用に設け、10名分のロッカーを設置する。

10. 供用部門

- 1) Wi-Fi環境を整備する。
- 2) 20名程度が座れる読書スペースを整備する。
- 3) 玄関、廊下にエアコンを設置する。

(別紙3) 施設の条件 (詳細)

1.1. 外構

1.1-1. 園庭

- 1) 園庭は土だけでなく、芝生 (人工芝) の部分も整備する。
- 2) 砂場や築山、大型遊具と小型遊具を整備する。
- 3) 日射しから逃れるキャノピーや東屋を園庭に整備する。
- 4) 園舎を南側に、園庭を北側に配置し日影をつくることを検討する。
- 5) 未満児用の園庭を整備する。

1.1-2. 駐車場

- 1) 玄関前に15台程度 (身体障がい者用2台) の送迎者用を確保する。
- 2) 駐車場から玄関までの屋根を設け、融雪装置又は消雪装置を整備する。
- 3) 歩道と車道の動線を分離する。

1.1-3. その他

- 1) 水遊びができる場所を想定しておき、散水栓やシャワー、庇を整備する。
- 2) 敷地境界に防護柵を設け、中低木を植えることで木陰をつくる。
- 3) 掲揚ポール及び掲示板を整備する。
- 4) 2階に未満児室を設ける場合はスロープ、以上児室を設ける場合は滑り台を設置する。
- 5) 屋外ゴミ箱の置き場所は、パッカー車の通りやすい場所かつ未満児の部屋 (おむつ処分が多い) から近い場所に整備する。
- 6) 敷地西側の市道隣接部から2メートルの範囲には建築物、工作物、設備を計画しない。(本仕様書2(3)の敷地面積には参入していない)